

## 桐生市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A 1 3

\* 現時点での桐生市の考えを示すものです。(R7.9.16 時点)

**問 1 要支援者において、介護予防通所リハビリテーションと通所型サービス A の併用は可能か。**

(答)

介護予防通所介護については、国通知「平成 18 年 4 月改定関係 Q&A (Vol. 1) について (平成 18 年 3 月 22 日) 問 12」において、地域包括支援センターが、利用者のニーズを踏まえ、適切にマネジメントを行って、計画に位置づけることから、基本的には、介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションのいずれか一方が選択されることとなり、両者が同時に提供されることは想定されていません。

通所型サービス A の場合、当市においては以下の場合等で双方のサービスが必要と認められる場合は、併用することも差し支えないものとします。

<想定される例>

通所リハビリテーション：医師の指示に基づきリハビリを行う。

通所型サービス A：地域との関わりを持つなど社会性の維持のために利用する。

なお、双方のサービスが必要と認められる場合については、保険者の判断となりますので、事案が発生した場合は、市へご相談ください。